

駐 車 場 賃 貸 契 約 書 (全日制)

宏 和 興 産 株 式 会 社 (以下 甲と称す) と

(以下 乙と称す) とは

下記のとおり駐車場使用に関する、月極使用契約書を締結する。

第 1 条 (使用場所)

乙は、次の駐車場を月極専用駐車場として使用する事とする。

所在地)

名 称)

第 2 条 (車両の表示)

車 種 _____

登録番号 _____

第 3 条 (契約期間 及び 契約時間)

契約期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日迄

契約時間 午 前・後 _____ 時～午 前・後 _____ 時迄

上記、期間満了1ヶ月前迄に、甲乙何れからも文章による別段の意思表示が無い時は、本契約は6ヶ月間自動的に更新される。

第 4 条 (敷金 及び 月額使用料金)

本契約の 敷 金 _____ 円

敷 引 _____ 円

月額使用料 _____ 円

乙は、使用料を毎月末日迄に持参又は甲の指定する銀行預金口座へ振込みにて、前納にて支払う。振込みの場合の手数料は、乙の負担とする。

第 5 条 (使用料金の改定)

本契約期間中においても、公租公課、維持費用の増加、経済情勢の変動、他 事由により使用料が不相当となった場合、甲は乙に対し、一定期間の猶予を持って使用料の増額を請求することが出来る。

第 6 条 (権利譲渡の禁止)

乙は、本契約上の権利を、如何なる場合においても他に譲渡出来ない。

第 7 条 (甲の免責事項)

甲は、善良なる管理者の注意をもって、乙の車両を保管しなければならない。但し、地震、火災、水害等の災害、その他甲の責に帰する事

の出来ない事故により、乙の車両に与えた損害並びに盗難（車内の残留品の遺失、盗難を含む）及び、不測の機械の故障などによる出庫の遅延については、甲は乙に対して責を負わない。

第 8 条 (乙の損害賠償義務)

乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者又はその他の関係人が、故意又は過失により、甲の建物、駐車場内の施設、機械装置及び他の車両もしくは、第三者の身体、財産に損害を与えた場合は、乙は自己の責任と費用により損害賠償をしなければならない。

第 9 条 (契約期間内の解約)

甲又は乙が、契約期間中といえども解約予定日の1ヶ月前迄に、それぞれ相手方に対し予告をした場合は、本契約を解約することが出来る。乙の解約予告が遅延した場合、甲は乙に対して翌月分の使用料を請求出来る。又、甲が駐車場の全部又は一部を廃止あるいは休止する必要が生じた場合、甲の解約申し入れと同時に本契約は解除され、この場合乙は、異議無く直ちに車両を移動しなければならない。

第 1 0 条 (変更の連絡義務)

乙は、第 2 条記載の車両を変更する場合、予め甲に文章をもって通知し、甲の承諾を得なければならない。

又、乙は氏名 (名称・代表者)、住所 (所在地)、電話番号等に変更のあった場合も、遅延無く甲に通知しなければならない。この場合甲が必要と認めた時には、契約の更新を行うものとする。

第 1 1 条 (契約の無条件解除)

乙において、下記に該当する行為が発生した場合は、甲は乙に対し、予告無しに即座に本契約を解除出来るものとする。

- 1) 本契約の各条項に、違反した時。
- 2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、解散等の時。

第 1 2 条 (振込口座)

第 1 3 条 (特約事項)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ 1 通保管する。

平 成 年 月 日

賃貸人 (甲)

Ⓜ

TEL

賃借人 (乙) 住所)

氏名)

Ⓜ

TEL